

めじろ台まちづくり協議会 1 班 八王子市打合せメモ

日時：2022 年 9 月 7 日（水）10：00～11：00

場所：八王子市役所

参加者：まちなみ整備部まちなみ景観課 田上様、加藤様

道路事業部管理課 安池様、松井様／路政課 長崎様、西澤様

中村、柳原、大井（記録）

意見交換

1. 道路占有許可について

- ・実際に維持管理を行う団体以外が道路占有許可の申請を行うことについて、市としては、維持管理が継続して確実に行われるのであれば、特に問題ないと考える。ただし、何か問題が発生した場合は、市から申請者に連絡をすることになる。その際にきちんと対応を取れるようにしてほしい。（市）

2. 道路アドプト制度で加入している保険について

- ・道路アドプト制度の活動内容は、「通行の支障となる枝の剪定」、「植樹帯の刈り込み」、「除草」、「清掃」、「安全施設（照明灯・ガードレール・カーブミラーなど）の点検」、「除雪・塩化カルシウムの散布」など（八王子市道路アドプト制度実施要綱第 5 条に掲載）となる。それらの内容に基づき、道路アドプト制度合意書及び活動計画書を市と花壇の会で取り交わしている。緑化に関する内容は、基本的には道路アドプト制度の活動に含まれない。（市）
- ・道路アドプト制度で加入している保険が適応される範囲は、基本的には上記の活動内容となる。保険の内容は傷害保険と賠償責任保険で、傷害保険は道路アドプト制度で活動メンバーがケガ等をした場合、賠償責任保険は対人と対物が対象となる。（市）

※参考 保険内容の詳細

傷害保険（1 名につき）	賠償責任保険（1 名につき）
死亡・後遺障害→最大 500 万円	対人→2000 万円
入院→1 日当たり最大 5000 円	対物→2000 万円
通院→1 日当たり最大 3000 円	

- ・昨年、駅前の植え込みが歩道へ伸びていることについて、法政大学から市へ申し出があり、それを受けて市から花壇の会へ植え込みを伐採するよう連絡があった。万が一、植え込みによって通行人がけがや衣服の破損などの被害を受けた場合の、責任の所在はどのようになるか。

（中村代表）

- 市が植えた植え込みであれば、市が所有者として責任を負うことになる。そういった場合に備えて、市では道路アドプト制度が加入している保険とは別の保険に入っているの、そこで対応することになる。もし管理上の問題があれば、管理者として花壇の会にも責任が生じるだろう。また、花壇の会が独自に植えている植え込みや草木については、市の所有物ではないので、市で責任を負うことは難しい。（市）

3. めじろ台駅前で利用している花壇コンテナについて

- ・記録によると、コンテナは平成17年に駅前ロータリーの横断抑止を目的として市が設置した。その後、市からコンテナの撤去を地域に打診したが、町会としてコンテナを受け入れたいとの意見があり、そのまま置かれているようだ。平成27年に花壇の会から市にコンテナの修繕・交換の申出があったが、対応できないと回答し、現在に至っている。そのような経緯から、現在のコンテナ所有者が誰かは曖昧な状態となっている。(市)
 - ・もし今後老朽化等の理由からコンテナを撤去したいと考えた場合、まずは市に相談するのがよいか。(大井)
- まずは相談してもらえればと思う。また、撤去にあたり、町会及び地域住民からの理解を得たうえで進める必要があるので、要望される方がコンテナ撤去について地域に広く周知してほしい。(市)

4. その他

- ・現段階の駅前整備プランを道路占有許可申請書の形式に沿ってまとめた書類一式を、管理課の方へご確認いただき、助言をいただいた。
- 必要な書類はおおむね揃っており、体裁等の問題はない。設置するベンチやコンテナの仕様が具体的に分かるもの(カタログなど)を添付してほしい。(管理課)
- プランについては、イスとプランター同士の距離が近く、歩行者の動線が十分に確保できているかが懸念される。バス停に並ぶ利用者との干渉も鑑みて、余裕を持った配置計画とした方がよいと考える。(管理課)
- 確認が必要だが、パーゴラについては道路占有許可の対象外と思われ、許可ができない可能性がある。(管理課)

以上

記録:大井